第92期
定時株主総会
招集ご通知

■日時　平成28年６月28日（火曜日）午前10時
（午前９時開場）

■場所　茨城県つくば市竹園一丁目７番
当行つくば本部ビル 10階 大会議室

目次

■第92期定時株主総会招集ご通知 …… 1

【添付書類】

■第92期事業報告…… 5

■計算書類…… 24

■連結計算書類 …… 29

■株主総会参考書類

第１号議案 定款一部変更の件…… 35
第２号議案 取締役10名選任の件…… 40
第３号議案 監査役２名選任の件…… 45

株式会社筑波銀行
証券コード：8338

証券コード　8338

平成28年６月７日

株 主 各 位

茨城県土浦市中央二丁目11番７号
株 式 会 社 筑 波 銀 行
取締役頭取　藤　川　雅　海

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

平成27年９月関東・東北豪雨ならびに本年４月の熊本地震により、被災されました皆さまには心からお見舞い申しあげます。

さて、当行第92期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内にしたがって、平成28年６月27日（月曜日）営業時間終了（午後５時）までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月28日（火曜日）午前10時

２．場　　所　茨城県つくば市竹園一丁目７番
当行つくば本部ビル　10階　大会議室

３．目 的 事 項

報 告 事 項

１．第92期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件

２．第92期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役10名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

4．議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、平成28年６月27日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成28年６月27日（月曜日）午後５時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記（４頁）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.tsukubabank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

①計算書類の個別注記表

②連結計算書類の連結注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.tsukubabank.co.jp/）に掲載させていただきます。

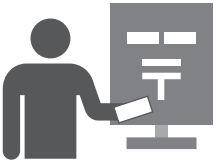
議決権行使について



株主総会ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただくとともに、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

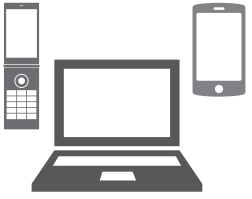
平成28年６月28日（火曜日）午前10時



郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限まで到着するようご返送ください。

平成28年６月27日（月曜日）午後５時到着分まで



インターネットによる議決権行使

詳細は次頁をご覧ください

当行指定の**議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/）**にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

平成28年６月27日（月曜日）午後５時まで

■ 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
■ インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス
http://www.it-soukai.com/
▶ 「インターネットによる議決権行使について」下クリックしてお読みのうえ 次へすすむ ボタンを押す

2 「議決権行使コード」および「パスワード」にてログイン
▶ 3 以降、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

※インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
0120-768-524
（平日 9：00～21：00）

左記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
0120-288-324
（平日 9：00～17：00）

■ **議決権行使プラットフォームについて**
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記１のインターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

添付書類

第92期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（１） 事業の経過および成果等

主要な事業内容

当行は、茨城県を主要な営業基盤とする地域金融機関として預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売等を行い、お客さまに多様なサービスを提供しております。

金融経済環境

平成27年度の国内経済は、年度前半は新興国経済減速の影響から、輸出や企業の生産活動にもたつきがみられたものの、雇用・所得環境の着実な改善もあって、個人消費は総じて底堅く推移したほか、企業収益の改善を背景に設備投資も持ち直しの動きがみられたことなどから、緩やかな回復基調を持続しました。しかし、年度後半は、輸出や生産の鈍い動きが続くなか、中国をはじめとする新興国や資源国経済の先行き不透明感のさらなる強まりとともに、原油価格が一段と下落し、企業心理の悪化ならびに、消費者のデフレマインド転換の遅れがみられ、個人消費にマイナスの影響を及ぼし始めています。

県内経済については、持ち直しの動きに足踏みがみられ、大都市圏と比べ厳しい状況にあります。輸出や企業の生産活動の落ち込みが大きいほか、為替円安の持続による内需関連企業の仕入れ価格上昇分の販売価格への転嫁の遅れがみられるとともに、個人消費も盛り上がりに欠く状況が続いています。

金融面では、日本銀行による潤沢な資金提供が続くもとで、長期金利（10年物国債利回り）は、年度初めから0.2～0.4%程度で推移していましたが、１月末の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」政策導入以降、マイナス金利が定着しています。

また、日経平均株価は８月後半に中国経済の先行き懸念を背景に一度は急落したものの、12月初めには20,000円台に回復しましたが、年明け以降、原油価格の低下や海外株価の下落等による投資家のリスク回避姿勢の強まりを受け大きく下落し、年度末は16,000円台後半の水準となりました。

円の対米ドル相場も、上記に加え米国政策金利引上げテンポの鈍化予測も相俟って円高となり、年度末には112円台前半の水準となりました。

事業の経過および成果

このような環境のなか、当行は、平成25年４月に策定した第２次中期経営計画「Rising Innovation 2016～いつもあなたのそばに～」の最終年度として、「経営効率性の向上」、「地域振興に向けた取り組み強化」、「経営管理態勢の強化」、「経営戦略実現に向けた人材育成の強化」の４つの基本戦略のもと、諸施策の着実な実行に取組んでまいりました。

「経営効率性の向上」に向けた取組みとしては、合併効果の早期実現のため昨年度から引続き同一地域に重複している２か店の店舗統合（ブランチ・イン・ブランチ方式）を実施したことにより、行政上の登録店舗数は147か店ですが、営業店舗拠点数は108拠点となりました。これにより、合併後の店舗統合数は、41か店（ブランチ・イン・ブランチ方式にて39か店、被統合店を廃止する方式にて２か店）となりました。また、営業の効率化の仕組みとして、効率的な店舗運営を行うことを目指して複数の店舗をグループ化したエリア営業体制を9エリアで実施しております。

※ブランチ・イン・ブランチとは、一方の支店をもう一方の支店内に移転することにより、１つの店舗内（同一フロア）で複数の支店が営業する方式です。

営業店後方事務の軽減・効率化および事務リスクの低減を図る業務効率化の推進として、平成26年４月に事務集中の専門部署である事務集中部を新設し21項目の本部集中化を実施し、事務の拠点であった営業店の役割を営業の拠点として担わせることにより経営効率の向上を図る取組みを実施しております。

「地域振興に向けた取り組み強化」に向けた取組みとしては、「地域復興支援プロジェクト『あゆみ』」を平成27年度も引続き実施し、「地域復興」から「地域振興」へと展開してまいりました。

県内各市町村における東日本大震災からの面的再生・復興・振興への一助となることを目的に、各市町村との振興協定締結による連携強化に積極的に取組み、平成26年度までに北茨城市・大洗町・常陸大宮市・大子町・龍ケ崎市・高萩市・常陸太田市・石岡市の各自治体と地域振興協定を締結し、地域活性化に向けた取組みを積極的に進めてまいりました。今年度は平成27年４月にかすみがうら市と締結し、合計で９市町村となりました。更に、茨城大学、産業能率大学の２大学とも連携協定を締結しております。

また、東日本大震災以降、継続的に実施しているビジネス交流商談会や各種セミナー等を通じたお客さまへ有益な情報提供についても、復興から振興に変化している地域ニーズに応えられるよう、引き続き積極的な取組みを展開してまいりました。

「地域復興支援プロジェクト『あゆみ』」における「信用供与の円滑化に資する方策」については、事業性融資先および住宅ローン全先のお客さまへの訪問によるリレーション営業を強化してまいりました。本部においても、営業店を巡回し、経営支援の取組み強化、実効性の向上を目的としていた移動審査役を発展させ「リレーションシップバンキング推進チーム」を設置し、様々なライフステージにあるお客さまのニーズに応えるべく、積極的な提案を充実させる取組みを行いました。また、「２地区２審査役制」「審査役の地区母店への駐在」を実施し、復興支援、振興支援の実現、お客さまのニーズにスピーディーに対応できるような取組みを行いました。

復興関連融資の積極推進をはじめ、公的機関である「茨城県信用保証協会」や「日本政策金融公庫」と協調・連携し、タイムリーに対応してまいりました。その結果として、震災後からの震災関連融資の実行累計は、30,750件3,176億円（平成28年３月末）となりました。

同じく「事業再生支援の方策」についても、引続きコンサルティング機能の充実を図り、お客さまの「経営改善計画」の策定・見直しを本部と営業店が一体となって取組み、お客さまごとの具体的支援策である対応方針について、スピード感を持って積極的に対応しております。また、抜本的な事業再生が必要なお客さまについては、資本としてみなすことが可能な資本性借入金（DDS）を活用した再生支援策や、震災復興機構等の再生ファンドを活用した債権買取による抜本的な再生支援に継続的に取組みました。

「経営管理態勢の強化」に向けた取組みとしては、経営体力に適応したリスク・マネジメント強化に取組むとともに、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、および反社会的勢力との取引遮断に向けた取組みを強化することで、確固たる社会的信用の構築に向けて取組んでまいりました。また、持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営陣と社外役員が定期的に意見交換を行う機関として「経営諮問委員会」を設置し、平成27年10月より開催しております。

「経営戦略実現に向けた人材育成の強化」に向けた取組みとしては、女性の活躍を推進するとともに、女性の働きやすい環境づくりや女性の視点を活かした様々な施策を提言する機会を作ることを目的に「女性の活躍推進プロジェクトチーム」を創設し、女性行員対象のスキルアップセミナーや融資業務研修を行い、更に、営業店および本部管理職者のトータルマネジメント能力向上を目的とした「マネジメント研修」を開催するなど、人材育成強化に向けた様々な取組みを実施しました。

今後も、地域金融機関として金融仲介機能を十分発揮し、地域経済の復興・振興へ貢献できるよう各諸施策に積極的に取組んでまいります。

以上の取組みの結果、平成28年３月期の業績は以下のとおりとなりました。

預金・預り資産

預金は、地域における営業基盤の拡充に努めた結果、法人預金を中心に前年度末比180億円増加し期末残高は２兆1,805億円となりました。

預り資産残高は、保険の取扱い残高は増加しましたが、投資信託が減少したことなどにより、前年度末比３億円減少し2,160億円となりました。

貸　出　金

個人向け貸出は、住宅ローンを中心に堅調に推移し、期末残高が前年度末比103億円増加の4,451億円となりました。一方、中小企業向け貸出については、前年度末比104億円減少し期末残高は6,804億円となりました。その他の貸出については、大企業向け貸出や地方公共団体向け貸出の増加等により前年度末比359億円増加し期末残高は4,772億円となりました。

その結果、貸出金全体では前年度末比358億円増加し期末残高は１兆6,028億円となりました。

有 価 証 券

有価証券残高はポートフォリオのリバランスに伴い国内債券等への投資を抑制したことなどから、前年度末比164億円減少し5,977億円となりました。

損　益　面

経常収益は、貸出金利の低下に伴い貸出金利息は減少しましたが、有価証券運用に係る収益が増加したことなどにより前年同期比５億円増加し441億円となりました。一方、経常費用は、営業費用や資金調達費用の減少等により前年同期比８億円減少し362億円となりました。

その結果、経常利益は前年同期比14億円増加し78億円となり、当期純利益についても前年同期比４億円増加し59億円となりました。

なお、お客さまの経営改善支援等に積極的に取組み、資産内容の健全化を進めた結果、金融再生法に基づく不良債権比率は、前年度末の2.92%から0.07ポイント改善し2.85%に低下いたしました。

また、銀行の健全性を示す自己資本比率については、当期純利益59億円を計上したことにより自己資本は増加しましたが、貸出金の増加等に伴うリスクアセットの増加により、前年度末の9.14%から0.16ポイント低下し、8.98%となりました。

連結業績について

財 政 状 態

当連結会計年度末における純資産額は、親会社株主に帰属する当期純利益を64億円計上しましたが、その他有価証券評価差額金の減少などにより前年度末比６億円減少し1,095億円となりました。

総資産は、銀行単体の貸出金の増加等により前年度末比149億円増加し２兆3,170億円となりました。

経 営 成 績

当連結会計年度における経常収益は、株式等売却益の増加等により前年同期比５億円増加し447億円となりました。一方、経常費用は、営業経費や資金調達費用の減少等により前年同期比10億円減少し362億円となりました。その結果、経常利益は、前年同期比16億円増加し85億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益についても前年同期比４億円増加の64億円となりました。

剰余金の配当

当行は、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を実施することを剰余金の配当等の決定に関する方針としております。

こうした方針に基づき、当期末の配当金は、株主の皆さまからのご支援にお応えするために、普通株式は１株当たり５円、第二種優先株式は１株当たり60円、第四種優先株式は１株当たり75銭とさせていただきました。

対処すべき課題

筑波銀行が誕生して６年が経ち、今後当行が目指すべき「将来ビジョン」を、お客さまが最初に相談したい銀行「First Call Bank」と策定いたしました。そして、その実現に向けて、「質」・「早さ」・「発展」・「存在感」の４つのキーワードを設定し、お客さまに質の高いサービスや商品をいち早く提供していくことで、当行の存在感をさらに高めてまいります。

具体的には、平成28年４月からスタートした第３次中期経営計画を「将来ビジョン」の実現に向けた「チャレンジ期間」として位置づけるとともに、真のコンサルティング機能を発揮したなかで、「基盤の拡充」「人財戦略」「ICT（情報通信技術）戦略」「経営効率の向上」「リスク管理態勢の強化」「コンプライアンス態勢の強化」の６つの基本戦略のもと、さらなる進化に挑戦してまいります。

お客さまに満足いただける質の高いサービスを提供するために、コンサルティング機能をさらに強化し、自治体や地域社会、グループ企業等との連携、ネットワークのさらなる活用に取組んでまいります。また、震災以降全行を挙げて展開してきた「地域復興支援プロジェクト『あゆみ』」につきましても、これまで培ってきたノウハウや情報等を活用し「復興」から「振興」へ進化させることで、地域経済の持続的発展に貢献してまいります。

これらに加え、地域金融機関として継続的な社会的信用を築くことの重要性を認識するとともに、経営体力に適応したリスク・マネジメントを行いながら、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主の皆さまとの建設的な対話を実施することなどを通じてコーポレートガバナンス体制のさらなる充実に努めてまいります。

平成28年度は、第３次中期経営計画の初年度として、当行が地域と共に歩み、真のコンサルティング機能を発揮し、さらなる進化に「挑戦」する第一歩を踏み出すべく、全役職員が各諸施策に邁進してまいります。

（2） 財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預金	20,608	21,353	21,624	21,805
定期性預金	11,446	11,670	11,345	10,919
その他	9,161	9,682	10,279	10,885
貸出金	15,254	15,478	15,669	16,028
個人向け	4,135	4,272	4,348	4,451
中小企業向け	6,965	6,899	6,908	6,804
その他	4,153	4,306	4,412	4,772
商品有価証券	2	2	2	5
有価証券	5,015	5,565	6,141	5,977
国債	1,896	1,709	1,608	1,495
その他	3,118	3,856	4,533	4,481
社債	64	37	11	—
新株予約権付社債	50	50	—	—
総資産	22,048	22,747	23,043	23,184
内国為替取扱高	55,655	60,732	60,042	60,265
外国為替取扱高	百万ドル 255	百万ドル 174	百万ドル 151	百万ドル 132
経常利益	百万円 3,124	百万円 5,697	百万円 6,396	百万円 7,887
当期純利益	百万円 2,479	百万円 4,170	百万円 5,523	百万円 5,959
1株当り当期純利益	円 銭 28 66	円 銭 49 15	円 銭 65 76	円 銭 71 05

（注）1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．「1株当り当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済普通株式数で除して算出しております。

（ご参考）連結業績の推移

（単位：億円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	百万円 44,826	百万円 45,326	百万円 44,166	百万円 44,730
経常利益	百万円 3,080	百万円 6,151	百万円 6,906	百万円 8,521
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 2,471	百万円 4,587	百万円 5,972	百万円 6,464
純資産額	936	980	1,102	1,095
総資産	22,035	22,732	23,020	23,170

（注） 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

（3） 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,666人	1,722人
平均年齢	40年1月	40年2月
平均勤続年数	17年5月	17年6月
平均給与月額	334千円	336千円

（注） 1．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3．平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

（4） 営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当年度末	前年度末
茨城県	133店（うち出張所 8）	132店（うち出張所 8）
栃木県	7店	7店
千葉県	4店	5店
埼玉県	1店	1店
東京都	2店	2店
合計	147店（ 〃 8）	147店（ 〃 8）

（注） 1．当年度末において、店舗外ＡＴＭを125か所（前年度末122か所）設置しております。
また、セブン銀行との提携によるＡＴＭ全国22,472台（うち県内721台）およびイオン銀行との提携によるＡＴＭ全国5,730台（うち県内163台）が利用可能となっております。
2．千葉県旭市に所在していた旭支店を茨城県神栖市に所在する波崎支店に店舗統合（ブランチ・イン・ブランチ方式）を行ったことにより、茨城県の営業所数は前年度の132店から133店となり、千葉県の営業所数は前年度の５店から４店となっております。
3．３月末の店舗数は、行政上の登録店舗数は147か店となっておりますが、平成27年度は前年度に引続き経営効率性の観点から店舗統合（ブランチ・イン・ブランチ方式）を積極的に実施し２か店の統合を行ったことにより、店舗の拠点数としては108拠点となっております。

ロ．当年度新設営業所

該当ありません。

（注）１．当年度において次の店舗外ＡＴＭを新設し、また、店舗統合（ブランチ・イン・ブランチ方式）により従来店舗内ＡＴＭから店舗外ＡＴＭに変更しました。

【新設】

大洗支店大洗町役場出張所
つくば営業部BiViつくば出張所
本店営業部土浦市役所出張所
守谷支店ヨークベニマル守谷出張所
本店営業部ダイユーエイト土浦おおつ野店出張所

【店舗内ＡＴＭから店舗外ＡＴＭへ変更】

波崎支店旭出張所
伊奈支店伊奈板橋出張所

２．当年度において次の店舗外ＡＴＭを廃止しました。

岩瀬支店県西病院出張所
荒川本郷支店さんぱる出張所
本店営業部土浦駅前出張所
本店営業部ロイヤルホームセンター土浦出張所

ハ．銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社あおぞら銀行

（５） 設備投資の状況

イ．設備投資の状況

（単位：百万円）

設　備　投　資　の　総　額	3,086

（注） 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　　容	金　　額
ソフトウエア	1,071
藤代支店・みらい平支店等店舗建替・改修	916

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

（6）　重要な親会社および子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当事項はありません。

ロ．子会社の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
筑波ビジネスサービス株式会社	つくば市竹園一丁目7番	現金等の精査整理業務	昭和58年7月27日	百万円 20	% 100.00	――
筑波信用保証株式会社	土浦市中央二丁目11番7号	信用保証業務	昭和59年1月10日	百万円 91	% 100.00	――
筑波総研株式会社	土浦市中央二丁目11番7号	システム開発業務 リサーチ・コンサルティング業務	平成元年7月5日	百万円 50	% 100.00	――

（注）1．上記の重要な子会社等３社は連結対象子会社であります。なお、持分法適用会社は該当ありません。
2．当期の経常収益は447億30百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は64億64百万円であります。

重要な業務提携の概況

1．株式会社常陽銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、茨城県信用組合、茨城県信用農業協同組合連合会ならびに同連合会会員の農業協同組合との提携により、茨城ネット資金センターを設置し、代金回収サービス（略称Ｉ－ＮＥＴ資金サービス）を行っております。また、共同設置現金自動設備による現金自動引出しのサービス（略称Ｉ－ＮＥＴキャッシュサービス）を行っております。
2．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
3．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協、信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
4．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
5．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し、現金自動入金のサービスを行っております。
6．株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し、現金自動入金のサービスを行っております。
7．じゅうだん会（株式会社筑波銀行、株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は平成20年１月に株式会社八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
8．株式会社武蔵野銀行、株式会社千葉銀行、株式会社東京都民銀行、株式会社横浜銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社山梨中央銀行との提携により、現金自動設備の「利用手数料の無料化」「振込手数料の優遇」を行っております。
9．株式会社東日本銀行、株式会社栃木銀行との提携により、現金自動設備の「利用手数料の無料化」を行っております。
10. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の「利用手数料の無料化」を行っております。
11. 株式会社あおぞら銀行との戦略的業務提携により、預金代理業務として株式会社あおぞら銀行の仕組預金の申込媒介を全店規模（一部支店・出張所を除く）の139か所で行っております。
12. ほけんの窓口グループ株式会社との保険販売に関する業務提携により、保険商品の窓口販売、保険商品販売スキル向上のための教育研修等のサポートを受けながら「筑波ほけんプラザ」の運営を行っております。
13. 株式会社山田エスクロー信託との業務提携により、全営業店にて「遺言信託業務」及び「遺産整理業務」を行っております。

（7） 事業譲渡等の状況

該当ありません。

（8） その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員（取締役および監査役）に関する事項
（1） 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地　位	担　当	重要な兼職	その他
藤川　雅海	(代表取締役) 取締役頭取			
植木　誠	(代表取締役) 取締役副頭取	監査部		
佐久　芳夫	専務取締役	秘書室、総合企画部		
髙橋　信之	専務取締役	経営管理部、人事部		
木城　洋	常務取締役	事務統括部、事務集中部		
越智　悟	常務取締役	市場金融部、総務部		
生田　雅彦	取締役	営業本部		
尾崎　聡	取締役	融資本部		
堤　義雄	取締役（社外）		大好きいばらき県民会議専務理事	
五島　裕輔	常勤監査役			
野口　稔夫	常勤監査役			
小野　邦夫	監査役（社外）			
村上　義弘	監査役（社外）		弁護士（桜川綜合法律事務所）	
篠崎　暁	監査役（社外）			

（注）1．取締役堤義雄氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役小野邦夫氏、村上義弘氏、篠崎暁氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．取締役堤義雄氏および監査役小野邦夫氏につきましては、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。

（2） 会社役員に対する報酬等

区　　分	支給人数	報　　酬　　等
取　締　役	11名	192百万円
監　査　役	7名	51百万円
計	18名	243百万円

（注）1．報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．報酬限度額は、平成21年９月18日開催の臨時株主総会において、取締役は月額30百万円以内、監査役は月額６百万円以内と決議いただいております。
3．期末現在の人員は、取締役９名、監査役５名であります。支給人員と期末人員が相違しているのは、第91期定時株主総会で退任した４名が含まれているためであります。

（3） 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
堤　　義　雄	会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠責任を負うものとしております。
小　野　邦　夫	
村　上　義　弘	
篠　崎　　暁	

３．社外役員に関する事項

（1） 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
堤　　義　雄	大好きいばらき県民会議専務理事
村　上　義　弘	桜川綜合法律事務所　弁護士 桜川綜合法律事務所には必要に応じて業務に係る法律相談を行っております。

（2） 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
堤　　義　雄	２年９か月	当事業年度開催の取締役会25回のうち24回出席しております。	県職員、筑西市副市長等の経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
小　野　邦　夫	６年１か月	当事業年度開催の取締役25回のうち25回出席し、また監査役会26回のうち26回に出席しております。	地域企業の育成に携わった経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
村　上　義　弘	１年９か月	当事業年度開催の取締役会25回のうち22回出席し、また監査役会26回のうち25回に出席しております。	弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
篠　崎　　暁	９か月	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回出席し、また監査役会19回のうち19回に出席しております。	会社役員、会社監査役等の経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

（3） 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計	5名	19	該当事項はありません。

（注）1．報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．期末現在の人員は、社外役員４名であります。支給人員と期末人員が相違しているのは、第91期定時株主総会で退任した社外監査役１名が含まれているためであります。

（4） 社外役員の意見

該当事項はありません。

4．当行の株式に関する事項

（1） 株　式　数

発行可能株式総数	普通株式	333,000千株
	第二種優先株式	709千株
	第三種優先株式	10,000千株
	第四種優先株式	100,000千株
発行済株式の総数	普通株式	82,553千株
	第二種優先株式	709千株
	第三種優先株式	―
	第四種優先株式	70,000千株

（注）1．株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．第二種優先株式は、平成27年10月30日開催の取締役会において、当行が取得し消却することを決議し、平成28年４月１日に完了いたしました。

（2） 当年度末株主数

普通株式	24,593名
第二種優先株式	809名
第三種優先株式	―
第四種優先株式	１名

(3) 大 株 主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,266千株	12.43%
筑波銀行行員持株会	3,519	4.26
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,570	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,563	1.89
株式会社広沢製作所	1,395	1.69
株式会社みずほ銀行	900	1.09
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	860	1.04
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	802	0.97
JP MORGAN CHASE BANK 385151	752	0.91
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	731	0.88

(注) 1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

第二種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	33千株	4.70%
石津健光	16	2.33
遠藤利夫	10	1.40
株木建設株式会社	10	1.40
日本証券代行株式会社	10	1.40
池田喜株式会社	6	0.93
櫻井隆夫	5	0.70
白石哲雄	5	0.70
日東高圧株式会社	5	0.70
渡邊綱糸システム株式会社	5	0.70

(注) 1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3．第二種優先株式は、平成27年10月30日開催の取締役会において当行が取得し消却することを決議し、平成28年４月１日に完了いたしました。

第四種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	70,000千株	100.00%

5．当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6．会計監査人に関する事項

（1） 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 小澤陽一 指定有限責任社員 業務執行社員 森本洋平	67	監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び従前の事業年度における職務執行状況や報酬実績等について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。 非監査業務（公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務）はＦＡＴＣＡ対応支援事業等に係るアドバイザリー業務であります。

（注）1．金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
3．当行および当行子会社等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は70百万円であります。

（2） 責任限定契約

該当事項はありません。

（3） 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当する場合、又は会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断された場合には、会計監査人の解任又は不再任を決定する方針であります。

ロ．当行の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社
該当ありません。

7．財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する方針

該当事項はありません。

8．業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況の概要

（1） 内部統制システム構築の基本方針

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務ならびに当行および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下の通り定めております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）当行は、企業倫理の確立と法令遵守を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、その実現のためコンプライアンス基本方針および具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成に取組みます。

（イ）頭取を委員長とするコンプライアンス委員会において、法令等遵守に関する重要事項の審議を行います。

（ウ）取締役会は、コンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンスの徹底を図ります。

（エ）当行および当行子会社の役職員が、法令違反のおそれのある行為等を発見した場合に通報・相談できるよう、外部の弁護士と行内のコンプライアンス統括部署を通報・相談窓口とするコンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設け、違反行為の未然防止等を図ります。

（オ）取締役会は、顧客の保護と利便の向上を図るため、顧客保護等管理方針および顧客保護等管理規程等を定め、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の相談・苦情等への対処、顧客情報管理、外部委託管理、ならびに利益相反管理を行うための態勢を整備します。

（カ）当行は、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の整備および運用のための方針・規程を定め、その適切性を確保します。
また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を継続的に評価し、必要な改善を行います。

（キ）当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶し、利益を供与しません。

（ク）当行は、適切かつ十分な金融仲介機能を発揮するため、金融円滑化に関する方針・規程を定め、その取組みを通じて地域社会・経済の発展に貢献します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（ア）取締役の職務の執行に係る情報は、法令および行内規程に基づき保存、管理します。

（イ）当行は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従い適時適切に開示します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ア）リスク管理を適切に行うため、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程に基づき、リスク種類毎に所管部を定めて、リスクの特性等に応じた管理・運営に努めます。

（イ）リスク管理委員会において、リスク管理の充実・強化および高度化のためのリスク管理態勢に関する事項について審議を行い、リスクの把握と的確な判断に資するため、取締役会等に対する報告を行います。

（ウ）各種リスクの顕在化や不測の事態が発生した場合に適切な対応を行うための方針・規程等を定め、損害・損失の発生等を抑制する体制を構築します。

（エ）監査部署は、本部、営業店および子会社の業務を監査し、その結果法令等違反、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は直ちに取締役会等に報告する体制を構築します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）協議・決定の効率化を図るために役付取締役により構成される常務会において、決定を委任された事項についての決議を行います。

（イ）取締役会および常務会の決議に基づく業務執行は、取締役会が選任した執行役員および各部門の責任者が職務権限等に基づきこれを行います。取締役会および各取締役はこれらを監督する権限を有し、その責任を負うものとしています。

⑤次に掲げる体制その他の当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（ア）子会社における業務執行については、子会社管理基準に基づき運営、管理する統括部署を置き、適切な管理・指導を行い、業務の状況について適時報告を受けています。
（イ）当行の監査部署は、必要に応じて当行子会社へ立ち入り、監査を行います。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役を補助すべき使用人として、補助使用人１名以上を配置することとし、監査役による補助使用人に対する指揮命令権を明確化します。また、補助使用人の権限を明確化し、補助使用人の任命、異動等については、監査役の意見を尊重するなど、補助使用人の取締役からの独立性を確保します。

⑦次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役および使用人が監査役に報告するための体制
・子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制
・上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（ア）取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行および子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役（会）に遅滞なく報告するものとしています。
また、監査役は必要に応じて、取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者、会計監査人等に対して報告を求めることができるものとします。
（イ）前号の報告をした者に対し、不利な取扱いを行わないことを確保します。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
・監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくこととします。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができます。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査について意見交換を行います。
また、監査役は取締役会、常務会、その他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、内部監査部署、コンプライアンス・リスク統括部署等との情報交換を行う体制を確保し、監査の実効性を高めます。

（2） 当行における基本方針の運用状況の概要

当行における「内部統制システム構築の基本方針」に基づく当期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）の運用状況の概要は以下の通りです。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアルを取締役会において策定し、行内に周知を図り、コンプライアンス重視の組織風土の醸成に取り組んでおります。

（イ）頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を２か月毎に開催し、法令等遵守に関する重要事項について協議・報告を実施しております。開催結果については取締役会等に報告しております。平成27年度は、臨時開催も含め９回開催しております。

（ウ）コンプライアンス委員会における協議を経て、取締役会は、コンプライアンス・プログラムを年次で策定し、コンプライアンス実践の徹底を図っております。
平成28年３月、取締役会において平成27年度コンプライアンス・プログラムを総括し、平成28年度コンプライアンス・プログラムを策定しました。

（エ）取締役会は、公益通報者保護法に基づき、平成18年４月にコンプライアンス･ホットライン（内部通報制度）に関する規程を制定しました。外部の弁護士と経営管理部長を通報・相談窓口とし、電話・文書・WEB上の窓口により受付けております。なお、通報者の保護については、公益通報者保護法の趣旨に基づき対応しております。

（オ）取締役会は、顧客の保護と利便の向上を図るため、平成20年２月に顧客保護等管理方針および顧客保護等管理規程等を定めました。その上で、顧客説明管理、顧客サポート等管理、顧客情報管理、外部委託管理、ならびに利益相反管理に関する規程、マニュアル等を定め、態勢整備を図っております。

（カ）平成20年３月の取締役会において、財務報告に係る内部統制基本方針ならびに財務報告に係る内部統制管理規程を定め、これに基づき、年次で財務報告に係る内部統制基本計画書を制定しております。平成27年７月に平成27年度財務報告に係る内部統制基本計画書を制定し、内部統制基本計画書に基づき整備・運用状況の有効性を評価しております。
また、有効性の評価については、その進捗状況を常務会に報告するとともに、改善が必要な事項について、同報告時点における改善状況等を報告しております。

（キ）「反社会的勢力への対応方針」を策定し、組織としての対応、外部専門機関との連携、取引を含めた一切の関係遮断、有事における民事と刑事の法的対応、裏取引や資金提供の禁止を定めております。

（ク）当行においては中小企業金融円滑化法の施行に伴い、業務の健全性かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能を十分に発揮するための金融円滑化管理態勢を整備することを目的として、平成22年１月に金融円滑化管理規程を制定しました。
なお、円滑化法期限到来後も条件変更申込のお客さまの状況に関しては、四半期毎に申込の件数・金額を集計しており、半期毎に常務会に報告後、当行ホームページ上に取組状況を公開しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（ア）当行は、取締役の職務執行に係る情報について取締役会規程、文書規程に基づき、関連資料とともに取締役会議事録を永久保存し、その他の重要書類についても保存媒体毎に管理しております。

（イ）投資者が適切な投資判断を行う上で必要な会社情報や、金融商品取引法および東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に該当する重要な会社情報について、適時開示管理規程に基づき迅速、正確かつ公平に開示しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（ア）取締役会は、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程を策定し、リスク種類毎の管理態勢の整備に取り組んでおります。
（イ）リスク管理委員会を毎月開催し、リスク管理にかかる事項について協議・報告を行っています。開催結果については取締役会等へ報告しております。
（ウ）主要なリスク（信用、市場、オペレーショナル）について、個別にリスク管理方針、リスク管理規程等を定め、組織体制、役割等を明文化し、管理体制を整備しております。
（エ）監査部は、本部、営業店および当行子会社の業務を監査し、その結果を取締役会に報告しております。また、法令等違反、損失の危険のある業務執行行為等、経営に重大な影響を与えると認められる事項等については、内部監査規程の定めにより、速やかに取締役会等に報告する体制を構築しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（ア）常務会規程に基づき、役付取締役により構成される常務会を週１回開催し、協議・決定の効率化を図るために決定を委任された事項について協議および決議を行っております。平成27年度は、75回開催しました。
（イ）取締役会および常務会の決定事項については、「職務権限規程」および「機構および事務分掌規程」等に基づき、職務権限者の権限と責任を明らかにしております。また、各取締役の担当内容については取締役会で決議しております。

⑤次に掲げる体制その他の当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（ア）子会社管理基準に基づき、各子会社に対しては子会社の統括部署である総合企画部と業務執行に係る協議を行うとともに業務状況等について報告を受ける態勢を整え、管理・指導を行っております。
（イ）監査部は、内部監査規程に基づき、原則として毎年１回、当行子会社の監査を実施しております。平成27年度は、子会社３社に対し監査を実施しております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役会規程および監査役監査基準において、補助使用人に関する事項ならびにその補助使用人の業務執行者からの独立性および補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について定めており、補助使用人１名を配置しております。

⑦次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

（ア）監査役会規程および監査役監査基準において、監査役は必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めると定めており、監査役（会）に報告すべき項目について、定時株主総会開催後の取締役会において、協議事項として付議しております。

　また、子会社の統括部署である総合企画部は、子会社月報（以下「月報」という。）により、①業務実績及び業況、②コンプライアンスの状況、③リスク管理の状況等について毎月報告を受ける態勢としております。

（イ）監査役会規程において、監査役に対し報告をしたことを理由として報告者が不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備するよう取締役に要請すると定めております。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・職務の執行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上しております。また、緊急または臨時に支出した費用についても、会社法に基づく監査役監査基準において、事後、償還を請求することができると定めております。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役会規程および監査役監査基準に代表取締役との定期的会合の開催を定めており、平成27年度は４回実施しました。
・取締役会（25回出席)、常務会（73回出席)、その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。
・監査部とは毎月、経営管理部とは年間４回の頻度で定例的に意見交換を実施しております。

９．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12．その他

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある時は、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

・当行は、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を実施することを剰余金の配当等の決定に関する方針としております。

以　上

第92期末（平成28年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**82,283**	**預金**	**2,180,502**
現金	35,762	当座預金	36,890
預け金	46,520	普通預金	1,017,440
買入金銭債権	**815**	貯蓄預金	12,287
商品有価証券	**529**	通知預金	3,106
商品国債	153	定期預金	1,074,780
商品地方債	376	定期積金	17,186
金銭の信託	**1,000**	その他の預金	18,810
有価証券	**597,718**	**債券貸借取引受入担保金**	**20,000**
国債	149,589	**外国為替**	**32**
地方債	119,522	売渡外国為替	23
社債	108,096	未払外国為替	9
株式	18,144	**その他負債**	**4,629**
その他の証券	202,364	未決済為替借	16
貸出金	**1,602,818**	未払法人税等	317
割引手形	7,394	未払費用	1,691
手形貸付	87,345	前受収益	1,029
証書貸付	1,447,278	給付補填備金	62
当座貸越	60,800	融資未実行借入金	308
外国為替	**4,165**	商品有価証券売却損	147
外国他店預け	4,149	その他負債	1,056
外国為替買入	0	**賞与引当金**	**821**
外国為替売渡	15	**退職給付引当金**	**2,087**
その他資産	**9,405**	**役員退職慰労引当金**	**28**
未決済為替	7	**睡眠預金払戻損失引当金**	**263**
未収収益	3,925	**ポイント引当金**	**6**
融資未実行借入金	2,486	**利息返還損失引当金**	**1**
商品有価証券売却損	885	**偶発損失引当金**	**292**
その他の資産	2,099	**再評価に係る繰延税金負債**	**358**
有形固定資産	**22,719**	**支払承諾**	**2,043**
建物	10,455	**負債の部合計**	**2,211,068**
土地	10,310	**（純資産の部）**	
建設仮勘定	42	**資本金**	**48,868**
その他の有形固定資産	1,909	**資本剰余金**	**32,575**
無形固定資産	**2,951**	資本準備金	9,376
ソフトウェア	2,293	その他資本剰余金	23,198
その他の無形固定資産	657	**利益剰余金**	**19,988**
繰延税金資産	**4,247**	利益準備金	502
支払承諾見返	**2,043**	その他利益剰余金	19,486
貸倒引当金	**△ 12,217**	繰越利益剰余金	19,486
		自己株式	**△ 4**
		株主資本合計	**101,428**
		その他有価証券評価差額金	**5,568**
		土地再評価差額金	**415**
		評価・換算差額等合計	**5,983**
		純資産の部合計	**107,412**
資産の部合計	**2,318,480**	**負債及び純資産の部合計**	**2,318,480**

第92期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**44,119**
資金運用収益	**31,630**	
貸出金利息	24,901	
有価証券利息配当金	6,626	
コールローン利息	40	
預け金利息	48	
その他の受入利息	13	
役務取引等収益	**6,495**	
受入為替手数料	1,517	
その他の役務収益	4,978	
その他業務収益	**994**	
商品有価証券売買益	1	
国債等債券売却益	939	
その他の業務収益	54	
その他経常収益	**4,998**	
償却債権取立益	241	
株式等売却益	3,833	
金銭の信託運用益	76	
その他の経常収益	847	
経常費用		**36,232**
資金調達費用	**1,615**	
預金利息	921	
コールマネー利息	0	
債券貸借取引支払利息	492	
借用金利息	0	
社債利息	28	
金利スワップ支払利息	173	
役務取引等費用	**3,409**	
支払為替手数料	357	
その他の役務費用	3,052	
その他業務費用	**785**	
外国為替売買損	295	
国債等債券売却損	312	
金融派生商品費用	177	
営業経費	**27,728**	
その他経常費用	**2,692**	
貸倒引当金繰入額	1,739	
貸出金償却	376	
株式等売却損	138	
その他の経常費用	438	
経常利益		**7,887**
特別利益		**12**
固定資産処分益	0	
抱合せ株式消滅差益	11	
特別損失		**206**
固定資産処分損	111	
減損損失	95	
税引前当期純利益		**7,693**
法人税、住民税及び事業税	**189**	
法人税等調整額	**1,543**	
法人税等合計		**1,733**
当期純利益		**5,959**

第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	48,868	9,376	23,198	32,575
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	48,868	9,376	23,198	32,575

（単位：百万円）

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	401	14,142	14,543	△ 3	95,984
当期変動額					
剰余金の配当	101	△ 609	△ 507		△ 507
当期純利益		5,959	5,959		5,959
自己株式の取得				△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩		△ 7	△ 7		△ 7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	101	5,343	5,444	△ 0	5,443
当期末残高	502	19,486	19,988	△ 4	101,428

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10,679	△ 196	389	10,872	106,857
当期変動額					
剰余金の配当					△ 507
当期純利益					5,959
自己株式の取得					△ 0
土地再評価差額金の取崩					△ 7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 5,111	196	25	△ 4,888	△ 4,888
当期変動額合計	△ 5,111	196	25	△ 4,888	555
当期末残高	5,568	—	415	5,983	107,412

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

株式会社　筑 波 銀 行
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　澤　陽　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　本　洋　平　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社筑波銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

第92期末（平成28年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	83,533	預金	2,171,013
買入金銭債権	815	債券貸借取引受入担保金	20,000
商品有価証券	529	外国為替	32
金銭の信託	1,000	その他負債	10,043
有価証券	597,214	賞与引当金	850
貸出金	1,603,546	退職給付に係る負債	2,583
外国為替	4,165	役員退職慰労引当金	13
その他資産	9,477	執行役員退職慰労引当金	29
有形固定資産	22,726	睡眠預金払戻損失引当金	263
建物	10,455	ポイント引当金	6
土地	10,310	利息返還損失引当金	1
リース資産	0	偶発損失引当金	292
建設仮勘定	42	再評価に係る繰延税金負債	358
その他の有形固定資産	1,916	支払承諾	2,051
無形固定資産	2,962	負債の部合計	2,207,540
ソフトウェア	2,303	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	658	資本金	48,868
繰延税金資産	4,387	資本剰余金	32,575
支払承諾見返	2,051	利益剰余金	22,429
貸倒引当金	△ 15,323	自己株式	△ 4
		株主資本合計	103,868
		その他有価証券評価差額金	5,568
		土地再評価差額金	415
		退職給付に係る調整累計額	△ 306
		その他の包括利益累計額合計	5,677
		純資産の部合計	109,545
資産の部合計	2,317,086	負債及び純資産の部合計	2,317,086

第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		**44,730**
資金運用収益	**31,613**	
貸出金利息	24,901	
有価証券利息配当金	6,608	
コールローン利息及び買入手形利息	40	
預け金利息	50	
その他の受入利息	13	
役務取引等収益	**7,062**	
その他業務収益	**994**	
その他経常収益	**5,059**	
償却債権取立益	241	
その他の経常収益	4,818	
経常費用		**36,209**
資金調達費用	**1,613**	
預金利息	919	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
債券貸借取引支払利息	492	
借用金利息	0	
社債利息	28	
その他の支払利息	173	
役務取引等費用	**3,236**	
その他業務費用	**785**	
営業経費	**27,912**	
その他経常費用	**2,661**	
貸倒引当金繰入額	1,688	
その他の経常費用	972	
経常利益		**8,521**
特別利益		**0**
固定資産処分益	0	
特別損失		**206**
固定資産処分損	111	
減損損失	95	
税金等調整前当期純利益		**8,315**
法人税、住民税及び事業税	**307**	
法人税等調整額	**1,543**	
法人税等合計		**1,850**
当期純利益		**6,464**
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,464**

第92期 (平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,868	32,575	16,479	△ 3	97,920
当期変動額					
剰余金の配当			△ 507		△ 507
親会社株主に帰属する当期純利益			6,464		6,464
自己株式の取得				△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩			△ 7		△ 7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	5,949	△ 0	5,948
当期末残高	48,868	32,575	22,429	△ 4	103,868

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	10,679	△ 196	389	1,435	12,308	110,228
当期変動額						
剰余金の配当						△ 507
親会社株主に帰属する当期純利益						6,464
自己株式の取得						△ 0
土地再評価差額金の取崩						△ 7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 5,111	196	25	△ 1,742	△ 6,631	△ 6,631
当期変動額合計	△ 5,111	196	25	△ 1,742	△ 6,631	△ 682
当期末残高	5,568	―	415	△ 306	5,677	109,545

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

株式会社　筑 波 銀 行
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　澤　陽　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　本　洋　平　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社筑波銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑波銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第92期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月13日

株式会社　筑波銀行　監査役会

常勤監査役	五　島　裕　輔	㊞
常勤監査役	野　口　稔　夫	㊞
監　査　役 (社外監査役)	小　野　邦　夫	㊞
監　査　役 (社外監査役)	村　上　義　弘	㊞
監　査　役 (社外監査役)	篠　崎　　暁	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 平成28年４月１日に第二種優先株式の取得および消却を実施したことに伴い、第二種優先株式の発行枠および関連規定を廃止するものであります。

(2) 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第２章　株式	第２章　株式
（発行可能株式総数） 第６条　当銀行の発行可能株式総数は、333,000,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は333,000,000株、第二種優先株式の発行可能種類株式総数は709,500株、第三種優先株式の発行可能種類株式総数は10,000,000株、第四種優先株式の発行可能種類株式総数は100,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当銀行の発行可能株式総数は、333,000,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は333,000,000株、第三種優先株式の発行可能種類株式総数は10,000,000株、第四種優先株式の発行可能種類株式総数は100,000,000株とする。
第２章の２　第二種優先株式	（削除）
（第二種優先期末配当金） 第12条　当銀行は、定款第45条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株式を有する株主（以下第二種優先株主という）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下第二種優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、第二種優先株式１株につき年60円の期末配当金（以下第二種優先期末配当金という）を支払う。 ただし、当該事業年度において第12条の２に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
2. ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第二種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 3. 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先期末配当金を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロもしくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。	
（第二種優先中間配当金） 第12条の２　当銀行は、第46条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式１株につき30円の中間配当金（本定款において第二種優先中間配当金という）を支払う。	（削除）
（残余財産の分配） 第12条の３　当銀行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式１株につき3,000円を支払う。 2. 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。	（削除）
（議決権） 第12条の４　第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。 ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第二種優先期末配当金の額全部（第二種を控除した額）の支払を受ける旨の議案が	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
提出されないときはその定時株主総会より、第二種優先期末配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第二種優先期末配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。	
（株式の併合または分割、株式の割当てを受ける権利等）	
第12条の５　当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。	（削除）
2. 当銀行は、第二種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。	
（第二種優先株式の取得）	
第12条の６　当銀行は、平成27年10月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、第二種優先株式１株につき3,000円を交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。	（削除）
第２章の３　第三種優先株式	第２章の２　第三種優先株式
（第三種優先期末配当金）	（第三種優先期末配当金）
第12条の７　当銀行は、定款第45条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株式を有する株主（以下第三種優先株主という）または第三種優先株式の登録株式質権者（以下第三種優先登	第12条　当銀行は、定款第45条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株式を有する株主（以下第三種優先株主という）または第三種優先株式の登録株式質権者（以下第三種優先登録株

現　行　定　款	変　更　案
録株式質権者という）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式１株につき、１株当たりの払込金額相当額（ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭の期末配当金（以下第三種優先期末配当金という）を支払う。配当年率は、８％を上限とする。 ただし、当該事業年度において第12条の８に定める第三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。	式質権者という）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式１株につき、１株当たりの払込金額相当額（ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭の期末配当金（以下第三種優先期末配当金という）を支払う。配当年率は、８％を上限とする。 ただし、当該事業年度において第12条の２に定める第三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
（以下省略）	（現行どおり）
第12条の８～第12条の12	第12条の２～第12条の６
（条文省略）	（現行どおり）
第２章の４　第四種優先株式	第２章の３　第四種優先株式
（第四種優先期末配当金） 第12条の13　当銀行は、定款第45条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株式を有する株主（以下第四種優先株主という）または第四種優先株式の登録株式質権者（以下第四種優先登録株式質権者という）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式１株につき、第四種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）に、第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭の期末配当金（以下第四種優先期末配当金という）を支払う。配当年率は、８％を上限とする。	（第四種優先期末配当金） 第12条の７　当銀行は、定款第45条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株式を有する株主（以下第四種優先株主という）または第四種優先株式の登録株式質権者（以下第四種優先登録株式質権者という）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式１株につき、第四種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）に、第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭の期末配当金（以下第四種優先期末配当金という）を支払う。配当年率は、８％を上限とする。

現　行　定　款	変　更　案
ただし、当該事業年度において第12条の14に定める第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。	ただし、当該事業年度において第12条の8に定める第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
(以下省略)	(現行どおり)
第12条の14～第12条の20	第12条の8～第12条の14
(条文省略)	(現行どおり)
(優先順位) 第12条の21　第二種優先株式、第三種優先株式および第四種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。	(優先順位) 第12条の15　第三種優先株式および第四種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。
(除斥期間) 第12条の22　第47条の規定は、第二種優先期末配当金、第二種優先中間配当金、第三種優先期末配当金、第三種優先中間配当金、第四種優先期末配当金および第四種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。	(除斥期間) 第12条の16　第47条の規定は、第三種優先期末配当金、第三種優先中間配当金、第四種優先期末配当金および第四種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役１名を増員することとし、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、経営諮問委員会の協議を踏まえ決定しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当行の株式数
1	植木（うえき）　誠（まこと） （昭和29年３月１日生）	昭和52年４月　茨城相互銀行入行 平成10年６月　茨城銀行友部支店長 平成13年４月　東京支店長 平成15年１月　綾瀬支店長兼総合企画部東京事務所業務担当 平成17年６月　取締役審査部長 平成20年４月　取締役営業統括部長 平成20年６月　常務取締役リスク統括部長 平成20年10月　常務取締役審査部長 平成22年３月　当行専務取締役融資本部長 平成23年４月　専務取締役営業本部長 平成24年４月　専務取締役 平成24年６月　取締役副頭取 平成28年４月　取締役会長 現在に至る	普通株式 65,580株
	《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、融資部門、リスク管理部門、監査部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成17年６月から取締役（旧茨城銀行含む）を、平成24年６月からは代表取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、平成28年４月に代表取締役会長へ就任し、引続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当行の株式数
2	藤川 雅海 (ふじかわ まさみ) (昭和27年10月13日生)	昭和51年４月　関東銀行入行 平成14年２月　ひたちなか支店長 平成15年４月　関東つくば銀行ひたちなか支店長 平成15年９月　研究学園都市支店長兼研究学園都市支店つくばアッセ出張所長 平成16年７月　総合企画部長 平成18年６月　取締役総合企画部長 平成19年６月　常務取締役総合企画部長 平成19年７月　常務取締役 平成20年４月　専務取締役 平成22年３月　当行専務取締役 平成23年４月　取締役副頭取 平成24年６月　取締役頭取 現在に至る	普通株式 85,800株
	《取締役候補者とした理由》 全国地方銀行の理事などの要職を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、平成24年６月から当行の代表取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者としております。		
3	佐久 芳夫 (さく よしお) (昭和28年８月30日生)	昭和53年４月　関東銀行入行 平成13年５月　藤代支店長 平成14年８月　松戸支店長 平成15年４月　関東つくば銀行松戸支店長 平成16年７月　個人ローン部長 平成17年７月　人事部長 平成19年７月　執行役員人事部長 平成20年６月　取締役人事部長 平成20年７月　取締役 平成21年６月　常務取締役 平成22年３月　当行常務取締役 平成24年４月　常務取締役営業本部長 平成24年６月　専務取締役営業本部長 平成25年４月　専務取締役 平成28年４月　専務取締役 監査部　担当 現在に至る	普通株式 61,808株
	《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、市場金融部門、経営企画部門、リスク管理部門、人事部門、監査部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成20年６月から取締役（旧関東つくば銀行含む）を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当行の株式数
4	髙橋 信之（たかはし のぶゆき） （昭和31年２月24日生）	昭和53年４月　関東銀行入行 平成14年６月　荒川沖支店長兼荒川沖支店土浦市公設市場出張所長 平成15年４月　関東つくば銀行荒川沖支店長兼荒川沖支店土浦市公設市場出張所長 平成15年９月　千代田支店長 平成19年７月　総合企画部長 平成20年６月　取締役総合企画部長 平成21年６月　常務取締役総合企画部長 平成21年７月　常務取締役 平成22年３月　当行常務取締役 平成24年６月　専務取締役 平成28年４月　専務取締役 人事部・総務部・リスク統括部　担当 現在に至る	普通株式 61,600株
	《取締役候補者とした理由》 経営企画部門のほか、リスク管理部門、人事部門、総務部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成20年６月から取締役（旧関東つくば銀行含む）を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者としております。		
5	越智 悟（おち さとる） （昭和35年11月15日生）	昭和59年４月　茨城相互銀行入行 平成18年６月　茨城銀行竜ヶ崎支店長 平成20年６月　事務部長 平成22年３月　当行上席執行役員 平成23年４月　上席執行役員ブロック長 （牛久ブロック担当） 平成23年10月　上席執行役員ブロック長 （水戸ブロック担当） 平成24年４月　上席執行役員事務統括部長 平成25年４月　常務執行役員営業本部長 平成27年４月　常務執行役員 平成27年６月　常務取締役 平成28年４月　常務取締役 融資部　担当 現在に至る	普通株式 16,800株
	《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、融資部門、市場金融部門、事務統括部門、総務部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当行の株式数
6	いくた まさひこ 生田 雅彦 （昭和35年10月12日生）	昭和59年４月　関東銀行入行 平成18年４月　関東つくば銀行石岡支店長 平成19年７月　総合企画部副部長 平成22年３月　当行総合企画部副部長兼共同化推進室長 平成22年８月　神栖支店長兼営業本部上席主任調査役 平成24年７月　執行役員総合企画部長 平成26年４月　上席執行役員総合企画部長 平成27年４月　上席執行役員営業本部長 平成27年６月　取締役営業本部長 平成28年４月　常務取締役 総合企画部・秘書室　担当 現在に至る	普通株式 15,700株
	《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者としております。		
7	おざき さとし 尾崎 聡 （昭和37年３月24日生）	昭和59年４月　関東銀行入行 平成22年８月　当行牛久支店長 平成23年10月　融資管理部長 平成24年７月　融資部長 平成25年４月　執行役員融資本部副本部長 平成25年７月　執行役員融資本部長 平成26年４月　上席執行役員融資本部長 平成27年６月　取締役融資本部長 平成28年４月　取締役 市場金融部　担当 現在に至る	普通株式 13,300株
	《取締役候補者とした理由》 融資部門のほか、市場金融部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者としております。		
8	＊ しのはら さとる 篠原 智 （昭和36年４月22日生）	昭和60年４月　関東銀行入行 平成17年４月　関東つくば銀行谷田部支店長 平成19年10月　法人部副部長 平成22年10月　当行筑西支店長 平成24年７月　執行役員筑西支店長兼下館支店長 平成24年11月　執行役員営業本部副本部長 平成26年４月　上席執行役員営業本部副本部長 平成27年４月　上席執行役員営業推進部長兼地区本部長 平成27年７月　常務執行役員営業推進部長兼地区本部長 平成27年10月　常務執行役員営業推進部長 平成28年４月　常務執行役員営業本部長 現在に至る	普通株式 13,300株
	《取締役候補者とした理由》 営業部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当行の株式数
9	堤（つつみ） 義雄（よしお） （昭和21年８月13日生）	昭和44年４月　茨城県庁入所 平成12年４月　知事公室広報課長 平成15年４月　総務部参事兼総務課長 平成16年４月　地方労働委員会事務局長 平成17年４月　茨城県県西地方総合事務所長 平成18年３月　茨城県庁　退職 平成18年８月　茨城県信用保証協会専務理事 平成22年１月　筑西市役所副市長 平成25年６月　当行取締役 平成25年６月　公益社団法人茨城県薬剤師会専務理事（平成27年３月退任） 平成27年５月　大好きいばらき県民会議専務理事（現職） 現在に至る	普通株式 2,600株
	《社外取締役候補者とした理由》 長年にわたり地方行政に携わるなど、その経歴を通じて培われた幅広い見識に基づき、引続き職務執行の妥当性や銀行の経営全般に対する的確な助言とチェック機能等が期待出来る人物と判断し、社外取締役候補者としております。		
10	＊ 横井（よこい） のり枝（のりえ） （昭和47年６月27日生）	平成10年３月　アンダーセンコンサルティング入社 平成12年６月　同社　退社 平成12年７月　株式会社トークス入社 平成15年６月　同社　退社 平成15年７月　財団法人流通経済研究所入所 平成23年３月　同法人　退所 平成23年４月　流通経済大学流通情報学部流通情報学科専任講師 平成26年４月　流通経済大学流通情報学部流通情報学科准教授（現職） 現在に至る	普通株式 0株
	《社外取締役候補者とした理由》 経済産業界について長年にわたり研究を行い、その後大学教育を通じた実業界などで活躍する人材の育成、地域経済の活性化に関する社会活動への参画に携わるなど、その経歴を通じて培われた幅広い見識から、銀行の経営全般に対する的確な助言とチェック機能が期待出来る人物と判断し、社外取締役候補者としております。なお、横井のり枝氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することが出来るものと判断しております。		

（注）1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 堤　義雄氏、横井のり枝氏は、社外取締役候補者であります。
3. 堤　義雄氏、横井のり枝氏が各々選任された場合、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行う予定であります。
4. 堤　義雄氏は、現在、当行の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役との間において、当該社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとしております。
本総会において、社外取締役の選任が承認された場合、社外取締役との間において当該契約を締結する予定であります。
6. ＊は、新任候補者であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役野口稔夫氏の任期が満了となり、監査役小野邦夫氏が辞任されますので、監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、堀内　巧氏は小野邦夫氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当行定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了すべき時までとなります。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する当行の株式数
1	野口　稔夫（のぐち　としお） （昭和31年５月16日生）	昭和54年４月　茨城相互銀行入行 平成18年６月　茨城銀行綾瀬支店長兼総合企画部東京事務所業務担当 平成20年１月　リスク統括部長 平成20年６月　総合企画部長 平成22年３月　当行取締役経営管理部長 平成24年６月　常務取締役経営管理部長 平成24年７月　常務取締役 平成27年６月　監査役 現在に至る	普通株式 44,200株
	《監査役候補者とした理由》 市場金融部門のほか、経営企画部門、リスク管理部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成22年３月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を監査役として活かすことにより、平成27年６月から監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。引続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、監査役候補者としております。		

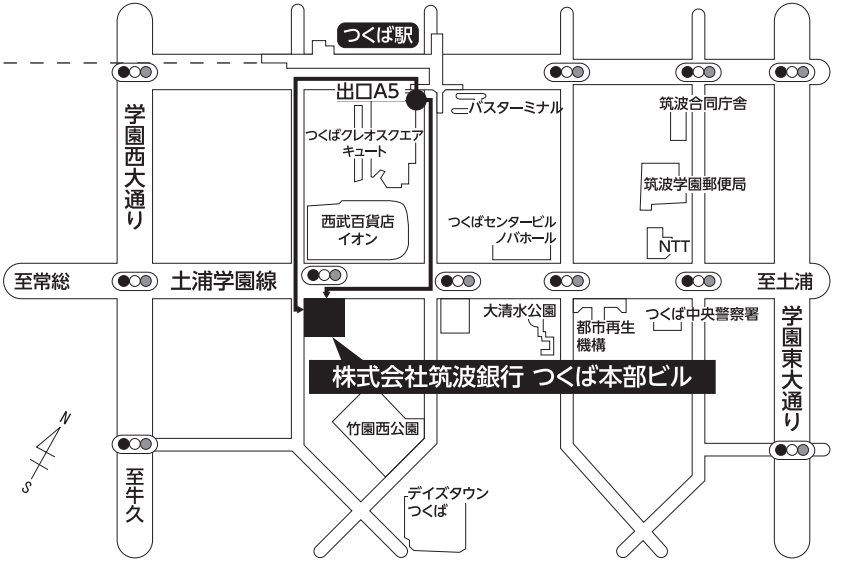
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する当行の株式数
2	＊ 堀内（ほりうち）　巧（たくみ） （昭和23年１月16日生）	昭和50年１月　監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社 昭和55年３月　公認会計士登録 平成12年６月　朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員 平成22年６月　あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）退社 平成22年７月　公認会計士堀内巧事務所設立（現職） 平成23年11月　三井不動産プライベートリート投資法人監督役員（現職） 平成24年１月　日本公認会計士協会自主規制・業務本部主任研究員 平成26年８月　全国農業協同組合中央会　監事（現職） 平成27年３月　株式会社日本レジストリサービス監査役（現職） 現在に至る	普通株式 0株
	《社外監査役候補者とした理由》 監査法人代表社員を歴任後に会計事務所を設立し、一般企業に対して経営全般に対する的確な助言や法人の監査役を兼職しており、銀行の経営全般に対するチェック機能、また当行の経営を監査するうえでの独立性を確保していることなどから、社外監査役候補者としております。		

（注）1. 各監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 堀内　巧氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について
当行は、社外監査役との間において、当該社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとしております。
本総会において、社外監査役の選任が承認された場合、社外監査役との間において当該契約を締結する予定であります。
4. ＊は、新任候補者であります。

以　上

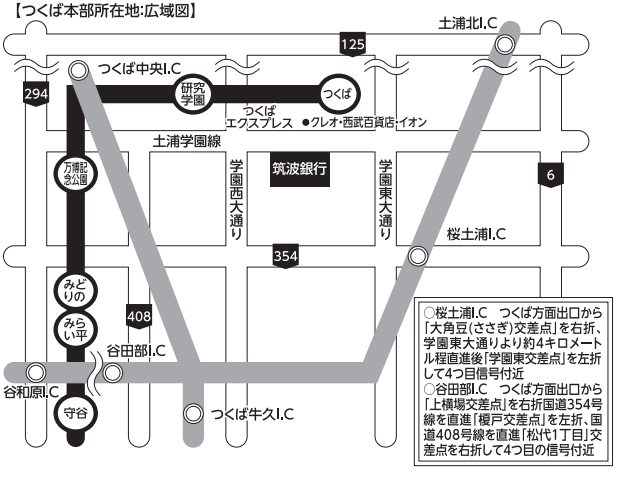
＝株主総会会場のご案内＝

当行つくば本部ビル　所在地　茨城県つくば市竹園一丁目7番
電　話　029(859)8111(大代表)



○交通および送迎のご案内
鉄道：つくばエクスプレス（ＴＸ）「つくば」駅下車徒歩７分（出口Ａ５番）
バス：ＪＲ常磐線　土浦駅・荒川沖駅・ひたち野うしく駅からつくばセンター行下車７分

【つくば本部所在地:広域図】



JR土浦駅よりお越しの方(送迎あり)

